

貯水槽の管理は大丈夫ですか？

貯水槽は設置者の財産であり、貯水槽の管理は設置者が自ら責任を持って行ってください！

貯水槽式給水の建物においては、貯水槽の管理が不十分な場合、水質の劣化など衛生上の問題が発生することがあります。貯水槽以降の水質管理は設置者（建物の所有者など）の責務であり、建物を利用する人の健康を守るためにも、設置者が自ら責任を持って、貯水槽の点検や維持管理をしっかりと行ってください。

水道局では、貯水槽の管理に関する啓発を行っており、有効容量が10m³以下の小規模な貯水槽を対象（約15,000件）に貯水槽の管理状況についての調査を実施し、適正な管理をしていただくよう設置者に対し指導・助言を行いました。

調査の結果、25%の施設で、

定期的に清掃をしていない 21% 設備に不備がある 2% 残留塩素が不足している 2%

など、管理が不十分な施設が見られました。

現在、管理が不十分な施設を対象に、改善状況の確認や未改善施設への再指導・助言を行っております。

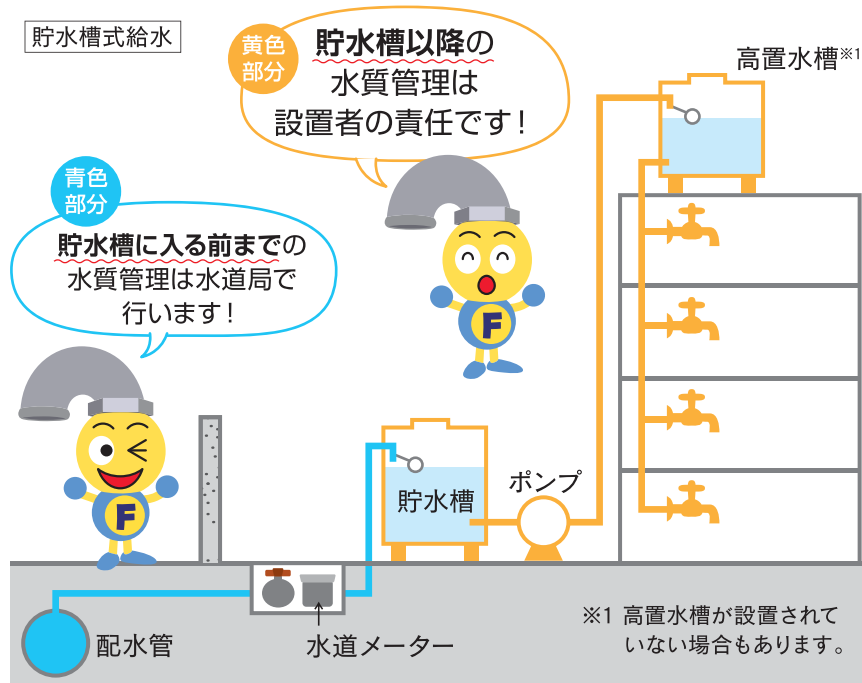


小規模貯水槽の現地調査の様子

※なお、お住いの貯水槽の管理状況については、貯水槽の設置者もしくは管理会社にお問い合わせください。

適正な管理 についてお願い

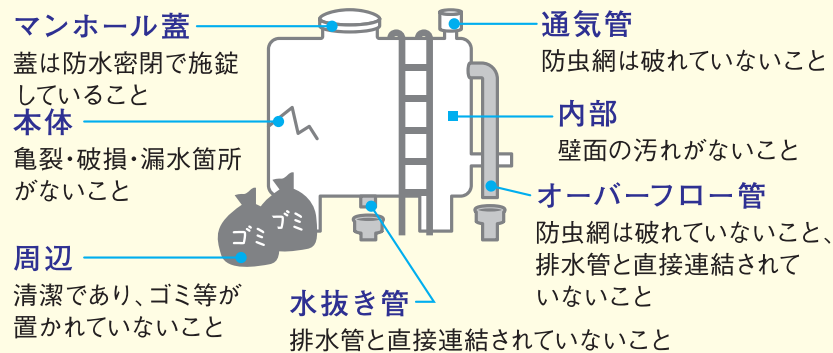
貯水槽を適正に管理するためには下図のような点検を行う必要があります。
貯水槽の水質汚染事故防止や安定的な水の供給を行うためにも、定期的に点検・清掃を行ってください。



適正な管理方法

- ① 定期的な（貯水槽・高置水槽）の清掃【年1回】
・設置者自ら行うか、貯水槽清掃業者に依頼してください。
- ② 検査機関による管理に関する検査の受検【年1回】
- ③ 日常の自主点検※2【月1回程度】
- ④ 水質検査【週1回程度】
・水の色、濁り、におい、味のチェック ・残留塩素の測定

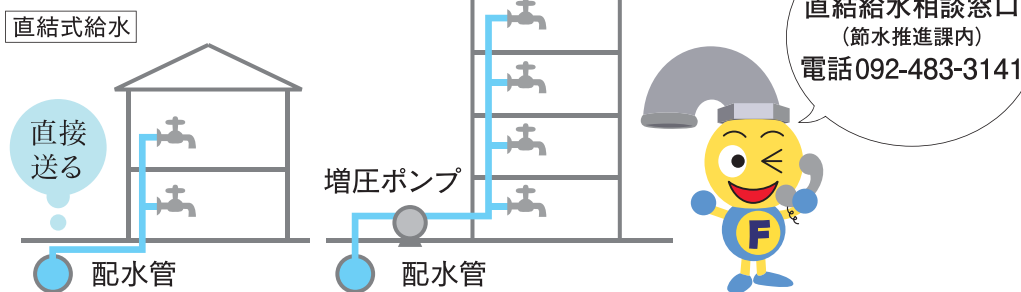
※2 自主点検のポイント



直結式給水へ切り替えを検討されているお客さまへ

貯水槽式給水から直結式給水への切り替えを検討されているお客さまに「切り替え工事の手続きの流れ」などの疑問に対し、相談できる「直結給水相談窓口」を開設しています。

また現地での「出前講座」や「アドバイス」も行っております。相談をご希望されるお客さまは、お気軽にお問い合わせください。



【節水推進課】 電話092-483-3141 ファクス092-436-7841 メール sessui.WB@city.fukuoka.lg.jp

4月1日から 早良営業所、西営業所の受託者が変更になりました

- 新受託者／みらい水道サービス共同企業体
- 業務場所／福岡市水道局早良営業所 福岡市早良区百道2丁目1-31 電話092-831-1221 ファクス092-845-7587
福岡市水道局西営業所 福岡市西区内浜1丁目4-18 電話092-882-1311 ファクス092-891-6978
- 営業時間／平日午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日および年末年始は営業していません）
- 委託内容／検針業務・収納業務 ※管の修理等は行っていません。

従事者は統一された制服を着用し、業務委託証明書、従事者証を携帯しております。以前の受託者から業務内容、業務場所、営業時間に変更はございません。

上記についてご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

【水道局営業企画課】 電話092-483-3133 ファクス092-482-6918

これからも
よろしくお願ひします！

